

平成30年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年6月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年6月25日(月)午後1時30分から午後2時12分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中 条 :	志村 政美	委 員 :	中 条 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	安城 守英
委 員 :			委 員 :	築 地 :	小熊 威
委 員 :	黒 川 :	今井 明	委 員 :	黒 川 :	小野 金一

4 欠席委員(1人)

推進委員:築地:白塚 幸二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第6号議案 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)について

第7号議案 平成30年度事業計画(案)並びに目標及びその
達成に向けた活動計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:佐藤秀雄、主事:佐藤いずみ

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 6 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9 番馬場勝委員、11 番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、5 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>5 月 30 日、全国農業委員会会長大会及び新潟県選出国會議員との農政懇談会が東京都の文京シビックホールで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>5 月 31 日、全国農業委員会会長大会実行委員会が全国農業会議所で開催され、会長が主席してございます。</p> <p>6 月 8 日、柴橋地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に出席していただきました。</p> <p>6 月 11 日、にいがた女性農業委員の会の役員会が新潟市の県信連ビルで開催され、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>6 月 15 日、第 27 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6 月 18 日、6 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>6 月 22 日、新潟県農業会議第 124 回通常総会が新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、年金受給のための使用貸借による権利の設定が 1 件、譲渡人からの要望による売買が 1 件、及び贈与が 2 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、譲渡人においては、年金受給のため既に譲受人へ使用貸借を設定しておりますが、この 4 月に農地以外の土地との交換により、持倉地内の田を取得したことに伴い、親子間で 16 年間の使用貸借を設定するものであります。</p> <p>なお、契約期間の終期は、平成 26 年に許可された案件と合わせ、平成 46 年 3 月 23 日までとなっております。</p> <p>2 番から 4 番の案件は、それぞれ県外在住の譲渡人からの要望でもありますが、2 番</p>

	<p>については、八幡地内の田畑を売買するもので、売買価格は10a当たり田が〇〇円、畑が〇〇円、総額で約〇〇円であります。</p> <p>3番については、山林を畑にした場所でもあることから条件等が悪いため、譲受人へ贈与するものであります。</p> <p>4番については、宮川・築地地内の畑を、これまで維持管理等をしていた親戚であるの認定農業者の譲受人へ贈与するものであります。</p> <p>第1号議案は、いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る6月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班委員4名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、年金受給のための使用貸借による権利の設定が1件、譲渡人の要望による売買が1件、及び贈与が2件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p>

	<p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、農機具置き場を建設するための転用が 1 件であります。</p> <p>この案件は、これまで親戚の方から農機具置き場を借りていた申請人が、新たに農機具置き場を建設する目的で、農業用施設用地に変更した塩津地内の畑を転用するもので、建築面積は 124.2 m²であります。</p> <p>第 2 号議案は、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、現地確認の結果、事前着工もありませんでした。</p> <p>5 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、農機具置き場を建設するための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 3 号議案は、アパート建設のための転用が 1 件、農業用の資材置場のための転用が 1 件、工事用の仮設資材置場のための一時転用が 1 件、山砂採取及び運搬路のための一時転用が 1 件の計 4 件であります。</p>

	<p>1 番の案件は、都市計画用途地域にあるあかね町地内の畑等において、アパートを建設するための転用であり、建築面積は 6 世帯の建物が 171.86 m²で 1 棟、5 世帯のものが 143.22 m²で 3 棟、合計 4 棟のアパートと 30 台分の駐車場を整備するものがあります。土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、農業用施設用地である乙地内の畑を、当初計画者である譲渡人が作業場建築及び駐車場を目的として、農地転用の許可を受けた土地であります。</p> <p>当初計画者の事業等の廃止に伴い、このたび承継者である譲受人が農業用の資材置場として利用するため、事業計画変更により転用するものであり、所要面積は 890 m²、土地売買価格は、総額で〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、農用地区域内にある坪穴地内の休耕田において、携帯電話基地局を新たに建設するに当たり、申請地を資材置場などに利用するための一時転用であり、所要面積は 368.8 m²、利用期間は許可の日から平成 30 年 10 月 31 日までとするものであります。</p> <p>なお、携帯電話基地局の本体の建設につきましては、農地法施行規則により、転用許可が不要とされておりますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>4 番の案件は、議案書 3 ページから 5 ページまでとなりますが、農用地区域内にある築地地内の畑等において、山砂採取及び運搬路として一時転用するものであり、関係土地所有者は 19 名、筆数は 44 筆であり、所要面積は 21,907 m²で採取期間が許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>第 3 号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>5 ページ 6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、アパート建設のための転用が 1 件、農業用の資材置場のための転用が 1 件、工事用の仮設資材置場のための一時転用が 1 件、山砂採取及び運搬路のための一時転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、いずれの案件もやむを得ないものとなりました。</p> <p>なお、1 番及び 4 番については、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第4号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>所有権移転の案件は1件であります。</p> <p>この案件は、譲渡人において諸事情により負債を抱え、早期の売却を希望されたため、柴橋地内の田について、近隣の耕作者が譲り受けることになったものであります。</p> <p>売買価格につきましては、10a当たり約〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>譲受人は、あっせん台帳に掲載されている認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、14番阿部実あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>第4号議案、所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る6月8日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、負債整理のため一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況も問題ありませんし、申請地の隣地を耕作しており効果的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審</p>

	<p>査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第4号議案の1番から3番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から3番をご説明いたします。</p> <p>利用権設定の1番から3番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが2件であります。</p> <p>1番は、年金受給のため中間管理事業により11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円であります。</p> <p>なお、契約期間の終期は、譲渡人が所有している他市町村の農地の貸付契約と合わせ、平成40年12月31日までとするものです。</p> <p>2番及び3番は、労力不足を理由として、認定農業者等に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は2番が9,900円、3番8,000円であります。</p>

	<p>第4号議案の利用権設定の1番から3番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の1番から3番の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から3番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の1番から3番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から3番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から3番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の4番を審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の4番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、円滑化事業により認定農業者に4年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は4,600円であります。</p> <p>なお、契約期間の終期は、以前に同一の申請人で契約された案件と合わせ、平成34</p>

	<p>年9月10日までとするものです。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の4番の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の4番は、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会では承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の4番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の4番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の4番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、今後、農地転用することを前提に、農業振興地域整備計画の変更をするものであり、農用地区域から除外するものが1件、農業用施設用地へ用途変更す</p>

	<p>るものが1件、合計2件について、意見を求められているものであります。</p> <p>1番の案件は、申請人の会社事務所等において、現在、従業員が利用している休憩室・トイレ等が手狭であること、また、打ち合わせなどを行う場所もなく不便を感じていたため、これらを兼ね備えた福利厚生施設を新たに建設するため、築地地内の畑を農用地から除外するものであります。</p> <p>なお、申請地は、農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと思われれます。</p> <p>2番の案件は、申請人の葉たばこ生産において、乾燥後の葉たばこを保管する施設が手狭になり、新たな葉たばこ保管施設を建設するため、乾燥施設に隣接する北成田地内の畑を農業用施設用地へ用途変更するものであります。</p> <p>なお、申請地は、市道・農業用施設用地及び山林に囲まれていることから、付近の農地又は農作物に被害を及ぼすおそれは無いと思われれます。</p> <p>第5号議案は、いずれの案件も周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われれますので、農用地区域からの除外又は農業用施設用地への用途変更をしたとしても、特に支障はないと考えられます。</p> <p>下段に案内図をお示ししてご致しますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案は、福利厚生を建設するため農用地区域から除外するものが1件、葉たばこ保管施設を建設するため、農業用施設用地へ用途変更をするものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。いずれの案件も近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われれますことから、事前審査会では「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに賛成の委員は、挙手願います。</p>

事務局	<p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案については、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 6 号議案「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第 6 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>第 6 号議案は、農地等の利用の最適化などを推進するにあたり、平成 29 年度に目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し公表するものであります。</p> <p>左側ローマ数字 I においては、農業委員会の状況であり、1 番の農業の概要では、耕地面積・遊休農地面積及び農家数や農業者数が記載されております。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>2 番の農業委員会の体制であります。こちらは平成 30 年 3 月 31 日現在となり、旧制度に基づく委員数となっております。</p> <p>右側の II の担い手への農地の利用集積・集約化については、平成 26 年 9 月に胎内市で作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで、平成 35 年度までに耕地面積の 90%を集約面積の目標とすると定めております。</p> <p>1 番の表にありますように、これまでの集積率は、73.8%であり、今後 6 年間で 90%まで目指さなければなりません。その最終目標である集積面積は、3,816ha で 1 年当たり約 114ha の集積が必要となります。</p> <p>2 番の表の単年度においては、平成 29 年度の集積目標に対して、97.8%となりましたので、概ね達成できたものと思っておりますが、更なる取り組みが必要であると考えております。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>左側は、III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、平成 29 年度においては、参入目標 1 経営体を達成できなかったため、市報やホームページでの周知のみでなく、他の活動も検討しなければならないと考えております。</p> <p>右側のIV遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、皆さまに農地パトロール等をしていただいた結果、2.8ha 解消され達成状況が 140%となりました。ありがとうございました。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>左側は、V違反転用への適切な対応であります。平成 30 年 3 月現在において、違反転用はありませんでした。</p> <p>右側は、VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。1 番の農地法第 3 条、2 番の農地転用、いずれの事務につきましても是正が必要な項目は、特になかったと考えております。</p>
-----	--

	<p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>左側の 2 番、農地所有適格法人の状況については、報告等も適切に行われておりますし、3 番の情報の提供等につきましても、特に問題は無かったと考えております。</p> <p>右側の、Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特に意見等がありませんでした。</p> <p>最後になりますが、Ⅷ事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価をホームページにおいて、公表していること、また、胎内市宛に提出した意見の概要を記載しております。</p> <p>少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 6 号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 6 号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。</p> <p>次に、第 7 号議案「平成 30 年度事業計画(案)並びに目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 7 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>第 7 号議案は、平成 30 年度における農業委員会の事業計画と活動計画を定めるものであります。</p> <p>はじめに、事業計画につきましては、これまでの事業を概ね承継するものでありますが、1 の事業方針の中では、新体制移行に伴い農地等の利用の最適化の推進という役割がますます重要となったこと、また農業委員と農地利用適正化推進委員が一丸となって活動を展開することなどを掲げさせていただきました。</p> <p>また、皆様の活動状況・活動結果に伴い、今年度から農地利用最適化交付金が報酬の上乗せ分として、支給されることとなりましたので、それに伴う各種関係書類の管理・徹底の項目を 2 の事業計画(7)その他に追加させていただきました。</p> <p>議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>続きまして、目標と活動計画であります。</p> <p>左側のⅠ農業委員会の状況につきましては、第 6 号議案と同じものになっておりま</p>

すので、説明を省略させていただきます。

右側のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、最終目標である平成35年度における集積率90%を目指すにあたり、これまでの集積面積に、今後6年間で達成しなければならない面積のうちの1年分を加算した集積目標になっております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度の目標1経営体が達成できなかったことを踏まえて、1経営体といたしました。

議案書15ページをお願いします。

Ⅳ遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積の目標を昨年度と同じ2haとしましたので、農地パトロールをはじめ遊休農地の所有者に対する指導などをお願いいたします。

最後になりますが、Ⅴ違反転用への適切な対応につきましては、これまでと同様に発生防止のための周知活動を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長

ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第7号議案については、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第7号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。

以上で日程第3の第1号議案から第7号議案までの審議を終了いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、平成30年6月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年6月25日

議長

9番

11番
